

●外国為替令第八条の二第一項第一号の規定に基づき財務大臣が定める場合を定める件
(平成二十一年四月財務省告示第四百一十一号)

外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号。以下「令」という。)第八条の二第一項第一号の規定に基づき、特定の地域を仕向地又は積出地として支払手段又は証券を携帯して輸出し、又は輸入しようとする場合として財務大臣が定める場合のように定め、平成二十一年五月十二日から適用する。

北朝鮮を仕向地として令第八条の二第一項第一号に規定する支払手段又は証券を携帯して輸出しようとする場合